

国民年金

国民年金の高齢任意加入

受給資格期間が25年を満たしていない人や、25年以上あるが満額となる4年に満たず年金額を増やしたい人などが、60歳から65歳になるまでの5年間、保険料を納めることで65歳から受け取れる老齢基礎年金を増やすことのできる任意加入制度があります。

また、昭和40年4月1日以前に生まれた人については、70歳になるまでの間、年金の受給資格期間を満たすまで、特例的に任意加入することができます。



受給資格期間が不足している場合

		60歳		63歳	
国民年金未納 5年	厚生年金加入 10年	国民年金未納 5年	国民年金納付 12年	任意加入 3年	
0年	+	10年	+	0年	+
				12年	+
				3年	=25年

65歳に達してもさらに受給資格期間が不足している場合 (昭和40年4月1日以前生まれの人)

		65歳		70歳	
国民年金納付 2年	厚生年金加入 10年	国民年金納付 5年	任意加入 5年	特別任意加入 3年	
2年	+	10年	+	5年	+
				5年	+
				3年	=25年

60歳以上で受給資格を満たしているが満額の年金を受け取りたい場合

		60歳		65歳	
国民年金納付 35年			任意加入 5年		
35年			+		
			5年		
			=40年		

納めすぎた保険料をお返しします
60歳以降国民年金に任意加入されていた人へ

平成17年3月以

前に満額の老齢基礎年金を受給するために任意加入された人で、満額の老齢基礎年金を受給できる月数を超えて保険料を納付された人には、その超えた月数の保険料をお返しいたします。必要な手続きは、社会保険事務所に申出書を提出していただく必要があります。詳しくは『宇都宮西社会保険事務室』へおたずねください。



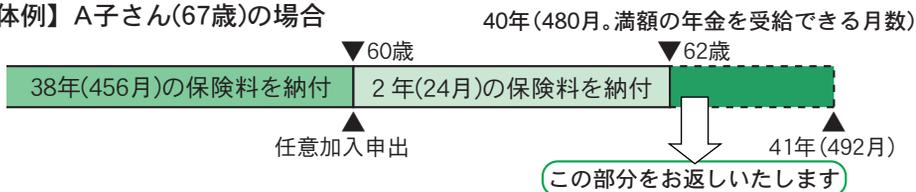
お問い合わせ先

宇都宮西社会保険事務室

028(622)4222

保険課 国保年金係 9134

【具体例】A子さん(67歳)の場合



※一つの例であり、実際には様々なケースがあります。
※お返しするのは、任意加入保険者として納付された保険料です。
※生年月日により、満額の老齢基礎年金を受給できる月数は異なります。